| | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 固定資産税 | 各部門業務用建物床面積比（建物については、自己所有物件に限る。） | — | 受電用変電設備及び配電用変電設備の帳簿価額比 | — | 業務用建物床面積比（建物については、自己所有物件に限る。） | — |
| 雑税 | — | 直課された各部門雑税支出額比 | — | 受電用変電設備及び配電用変電設備の帳簿原価比 | — | 直課された人員数比 |
| 減価償却費 | 各部門業務用建物床面積比（建物については、自己所有物件に限る。） | — | 受電用変電設備及び配電用変電設備の帳簿価額比 | — | 業務用建物床面積比（建物については、自己所有物件に限る。） | — |
| 固定資産除却費 | 同上 | — | 同上 | — | 同上 | — |
| 共有設備費等分担額 | ＼ | ＼ | — | 受電用変電設備及び配電用変電設備の帳簿原価比 | ＼ | ＼ |
| 共有設備費等分担額（貸方） | ＼ | ＼ | — | 同上 | ＼ | ＼ |
| 建設分担関連費振替額（貸方） | 直課された各部門設備別帳簿原価比 | — | 受電用変電設備及び配電用変電設備の帳簿原価比 | — | 直課された人員数比 | 直課された人員数比 |
| 附帯事業営業費用分担関連費振替額（貸方） | — | 各部門原価比 | — | 受電用変電設備及び配電用変電設備の帳簿原価比 | — | 同上 |
| 開発費 | 各部門研究費比 | — | — | 同上 | — | 研究費比 |
| 開発費償却 | 同上 | — | — | 同上 | — | 同上 |
| 株式交付費 | 各部門設備別帳簿原価比 | — | 受電用変電設備及び配電用変電設備の帳簿原価比 | — | — | 直課された人員数比 |
| 株式交付費償却 | 同上 | — | 同上 | — | — | 同上 |
| 社債発行費 | 同上 | — | 同上 | — | — | 同上 |
| 社債発行費償却 | 同上 | — | 同上 | — | — | 同上 |
| 法人税等 | — | 各部門原価比 | — | 受電用変電設備及び配電用変電設備の帳簿原価比 | — | 同上 |
| 電気事業報酬 | — | 内容ごとに各部門設備別帳簿価額比 | — | 同上 | — | 同上 |

**別表第3**（第25条関係）

完全従量料金＝第25条第4項本文の規定により設定した販売電力量にかかわらず支払を受けるべき料金÷61＋第25条第4項本文の規定により設定した販売電力量に応じて支払を受けるべき料金

# 規則

**○国家公安委員会規則第二十二号**

国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律（平成二十八年法律第七十三号）第六条、第九条第一項及び第十四条の規定に基づき、国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律施行規則を次のように定める。

平成二十八年十月十二日

国家公安委員会委員長　松本　純

国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律施行規則

（国外犯罪被害弔慰金等を支給しない場合）

**第一条**　国外犯罪行為が行われた時において、国外犯罪被害者又は国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律（以下「法」という。）第四条第一号の第一順位遺族（第一順位遺族が二人以上あるときは、そのいずれかの者。以下この条、第三条及び第四条において単に「第一順位遺族」という。）と加害者との間に次の各号のいずれかに該当する親族関係があったとき（第三号に規定する親族関係にあっては、国外犯罪被害者又は第一順位遺族と加害者とが同居していた場合に限る。）は、国外犯罪被害弔慰金等を支給しないものとする。

一　夫婦（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった場合を含む。）

二　直系血族（親子については、縁組の届出をしていないが、事実上養子縁組関係と同様の事情にあった場合を含む。）

三　兄弟姉妹

**第二条**　国外犯罪被害者が、国外犯罪被害の原因となった国外犯罪行為が行われた時において、犯罪の発生状況その他の治安の状況に照らして生命又は身体に対する高度の危険が予測される地域に所在していたときは、国外犯罪被害弔慰金等を支給しないものとする。ただし、業務を行う必要があったこと、生活の本拠を有していたことその他の事情により当該地域に所在するやむを得ない理由があったときは、この限りでない。